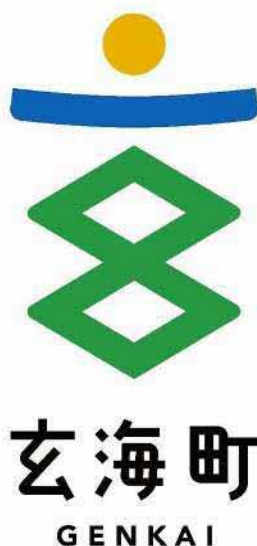


玄海町下水道事業經營戰略

(特定環境保全公共下水道事業)



令和5年3月

玄 海 町

玄海町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 佐 賀 県 玄 海 町

事 業 名 : 特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業

策 定 日 : 令 和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令 和 5 年 度 ~ 令 和 14 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	南部処理区: 平成18年度供用開始(供用開始後17年) 北部処理区: 平成22年度供用開始(供用開始後13年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適 (令和5年4月1日適用予定)
処理区域内人口密度	2,731.51(人/km ²)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2処理区(南部処理区、北部処理区)		
処理場数	2カ所(南部浄化センター、北部浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	取組み実績はありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	家庭用使用料(月額)は世帯割と世帯員数割の合算額としています。 ○尿尿と雑排水:世帯割:1,400円/世帯、世帯員数割:600円/人(消費税及び地方消費税別途) ○雑排水のみ :1,100円/世帯、世帯員数割:400円/人(")				
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料は、用途別に算定式により算出した数を使用料算定人数とし、当該人数に定められた使用料金表の額としています。(一般家庭と業務用の併設の場合は、それぞれに算定した使用料を合算)				
その他の使用料体系の 概要・考え方	地区公民館、神社・仏閣は1,400円/月としています。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※消費税込み	令和元年度	3,520 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	2,750 円
	令和2年度	3,520 円		令和2年度	3,420 円
	令和3年度	3,520 円		令和3年度	3,480 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>○下水道事業特別会計:2人 (特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置整備事業兼務) ○その他:課長1人・係長1人は一般会計兼務。</p>
事業運営組織	<p>町長 副町長</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 防災安全課 企画商工課 住民課 健康福祉課 農林水産課 まちづくり課 生活環境課 <p>生活環境課 → 水道係 → 下水道・環境係 係長(兼務) — 職員2名(特環、農集、浄化槽兼務)</p> <p>〔(管理者兼務) 課長(兼務)〕</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター及びマンホールポンプの維持管理については、民間委託による管理を行っています。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和4年度公表の、令和3年度の「経営比較分析表」を添付します。
 令和3年度の経営比較分析において、本町では汚水処理原価が519.41円/m³と、類似団体平均値228.64円/m³と比較して高く、経費回収率が33.63%と、類似団体平均72.60%と比較して低いことが課題となっています。そのため、経費削減に勤めるとともに、定期的に使用料の妥当性を検証し、必要に応じて改定に取り組む方針としています。

経営比較分析表（令和3年度決算）

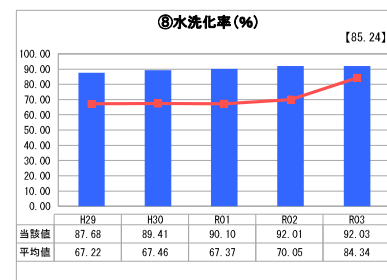
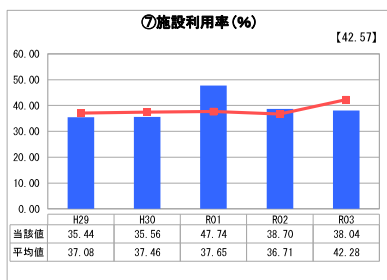
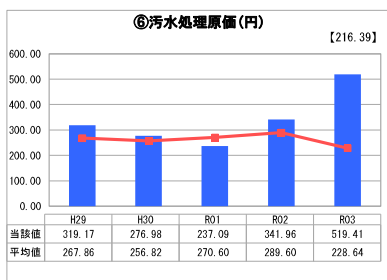
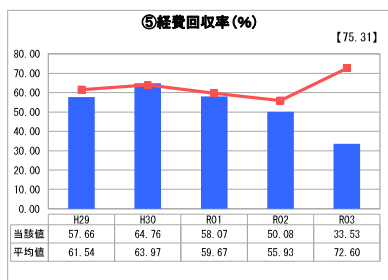
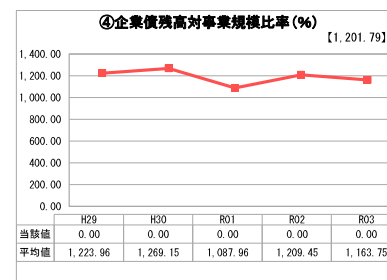
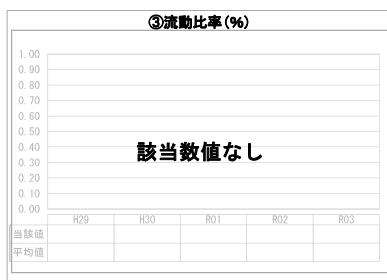
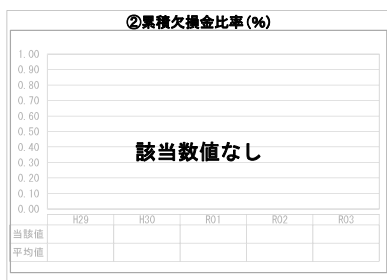
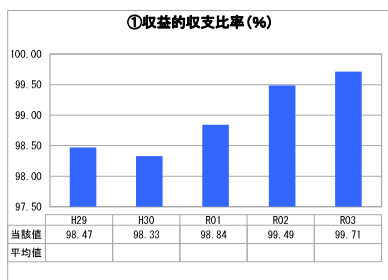
佐賀県 玄海町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり定額料金(円)
-	該当数値なし	76.24	100.00	3,520

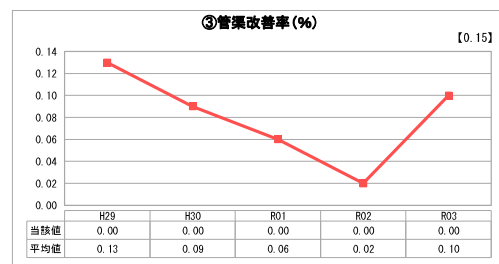
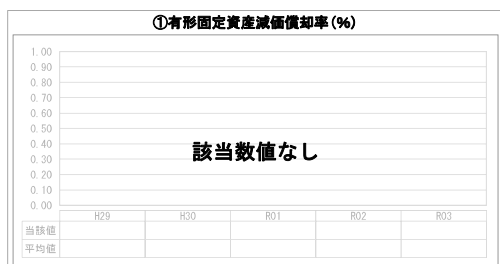
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
5,292	35.92	147.33
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,988	1.46	2,731.51

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
□ 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経費回収率は平均値より大幅に低く33.53%となっており、使用料のみでは経営は成り立たず、一般会計繰入金に依存している現状である。低くなる要因としては、汚水処理費の増（更新工事の増、維持管理に係る委託料の増、その他諸経費の増）が考えられる。また、汚水処理原価についても同じことが言え前年度より大幅に高くなっている。また、人口減に伴い汚水処理量が減っていることが考えられるため、施設利用率が下がっている。

このため、令和6年度から料金も見直す予定だが、増額は住民負担を強いることとなるため、料金の賦課方式（現在は人頭制）も見直す予定である。また、高額な汚泥処分費用について、少しでも削減するため、その処理方式について検討を進めているところである。

2. 老朽化の状況について

南部浄化センターの併用開始が平成18年度、北部浄化センターの併用開始が平成22年度となっており、近年修繕箇所が度々発生してきている。このため、整備計画を作成し、計画的に修繕を進めている。

全体総括

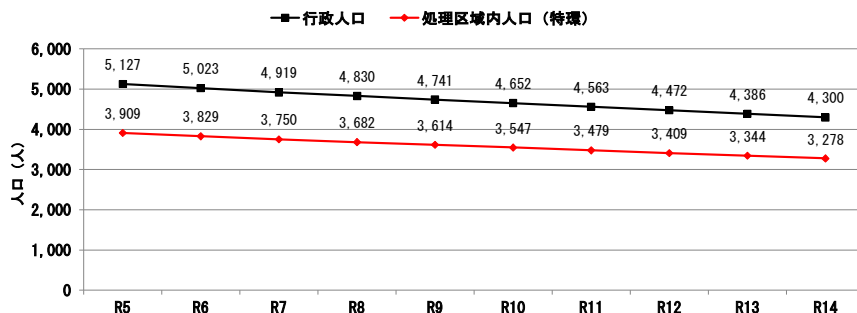
人口減や施設の老朽化が進む中、今後も使用料のみでの経営は不可能である。このため、使用料の改定、処理方式の検討及び計画的な修繕を進めていき、安定的なサービスの供給を目指す。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

2. 将来の事業環境

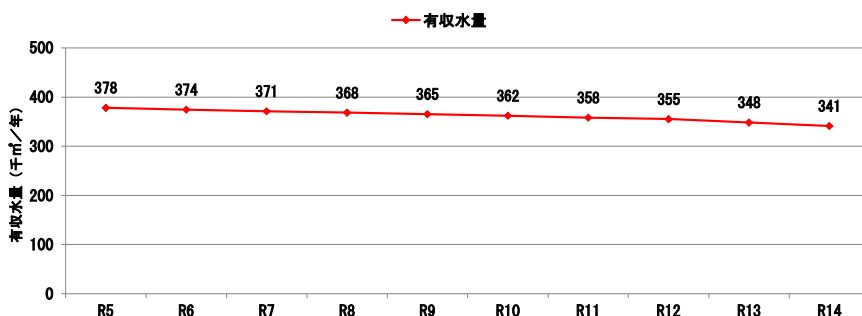
(1) 処理区域内人口の予測

行政人口が減少傾向、処理区域内人口についても減少傾向と推計しています。



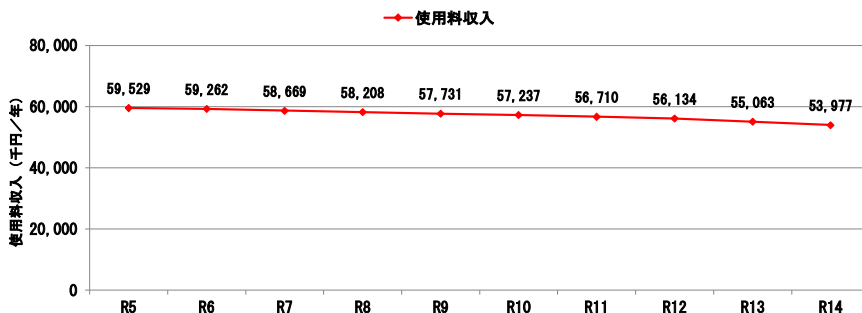
(2) 有収水量の予測

水洗化率の向上による有収水量の増大を図る予定としていますが、処理区域内人口が減少し、有収水量は減少傾向と推定しています。



(3) 使用料収入の見通し

有収水量の減少に伴い、使用料収入は減少傾向と推定しています。



(4) 施設の見通し

南部浄化センターは供用開始後17年、北部浄化センターは供用開始後13年が経過しており、近年修繕箇所が度々発生してきている。そのため、整備計画を作成し、計画的に修繕を進めています。

(5) 組織の見通し

現状では現組織を継続する予定としています。

3. 経営の基本方針

(1) 適切で計画的な事業執行

人口減少等の社会情勢や公債費(元金償還費)の負担により、今後、厳しい下水道運営となることが予想されます。今後の汚水処理に要する維持管理費を含んだ事業計画の見直しを行い、適正な運営を進めていきます。

(2) 効率的な事業執行

策定済みの更新・修繕計画に基づき計画的に更新、修繕を行い、施設の延命化、投資の平準化を図ります。

(3) 収益の確保と負担の適正化

令和5年度の企業会計移行に併せて、令和6年度より下水道使用料を見直す方針としています。

定期的(5年に1回以上)に使用料の妥当性を検証し、必要に応じて使用料を改定する等、適正な使用料収入の確保に務めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	策定済みの更新・修繕計画に基づき、計画的な修繕・改築への投資を行います。
-----	--------------------------------------

(1) 拡張・改良事業費

1) 拡張事業

汚泥処分費の低減を目的とした汚泥脱水設備の新設を進めており、令和5～6年度に当該事業費を計上しました。

その他の拡張事業は予定していません。

2) 改良事業

令和5年度は予算額を計上しました。

令和6～10年度は、更新・修繕計画に基づき、更新事業費を計上しました。同計画の修繕事業費は収益的支出に計上しています。

令和11年度以降は、新たな更新・修繕計画を策定し、現計画と同程度の投資を行うと想定し、令和4～10年度の平均値を計上しました。

(2) 起債償還金

既借入の事業債の元金償還予定額に、令和5年度以降の事業費を基に算定した新規建設事業債の償還予定額を加算して、令和6年度以降の年度毎の元金償還額を算定しました。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>収納率の向上及び水洗化の促進を図ることによる増収を目指します。 定期的(5年に1回以上)に使用料の妥当性を検証し、必要に応じて使用料を改定することで安定した収入を確保し、他会計繰入への依存度を増大することなく、安定した事業経営を目指します。</p>
-----	--

<p>(1)将来人口の推計</p> <p>①行政人口 ・国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成30年度公表値)に準拠して将来行政人口を推計しました。</p> <p>②処理区域内人口 ・処理区域内人口は、行政人口推計値の増減率を適用し推計しました。</p> <p>③接続人口(水洗化人口) ・水洗化率は、未接続利用者への接続促進による接続率向上を見込み、毎年1.0%の伸びを想定しました。 ・接続人口(水洗化人口)は、整備人口に水洗化率を乗じて算定しました。</p> <p>(2)収益的収入・営業収益</p> <p>1)下水道使用料収入</p> <p>①有収水量 ・算定した接続人口(水洗化人口)推計値に、直近実績(令和3年度)で求めた水洗化人口1人当たり有収水量を乗じて各年度の有収水量を算定しました。</p> <p>②使用料収入 ・算定した有収水量に、直近実績(令和3年度)で求めた1㎡当り使用料単価(使用料収入を有収水量で除した値)を乗じて算定しました。</p> <p>2)その他営業収益 増減推定の明確な根拠がないことから、令和5年度予算額と同額を令和6年度以降に計上しました。</p> <p>(3)収益的収入・営業外収益</p> <p>1)他会計補助金 総務省より示されている「分流式下水道等に要する経費算定表」の算式に基づき、分流式下水道等に要する経費を算定したうえで、他会計補助金(基準内繰入)を、収入不足分について他会計補助金(基準外繰入)を計上しました。</p> <p>2)資本費繰入収益 元金償還金に充てる他会計繰入金について、長期前受金に整理せず、資本費繰入収益として当該年度に収益化する計画としました。</p> <p>3)その他補助金 原子力発電施設等周辺地域給付金の見込額を計上しました。</p> <p>4)長期前受金戻入額</p> <p>①既取得資産 ・固定資産データより、長期前受金戻入額の推移を算定して計上しました。</p> <p>②新規取得資産(新設及び更新) ・建設・改良事業費に対し耐用年数を設定し、長期前受金戻入額を算定しました。</p> <p>5)その他営業外収益 増減推定の明確な根拠がないことから、令和5年度予算額と同額を令和6年度以降に計上しました。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>(1)営業費用</p> <p>1)職員給与費 現状の人員体制を維持するものと仮定し、令和5年度予算額と同額を令和6年度以降に計上しました。</p> <p>2)維持管理経費</p> <p>①動力費、光熱水費、通信運搬費、委託費 ・処理水量に応じて増減が生じると仮定し、過年度実績より㎡当り費用を算定し、各年度の有収水量に乗じて算定しました。 ・汚泥処理設備を令和6年度までに新設後は、約34,000千円/年の委託費縮減を見込んでおり、当該見込値を委託費に反映しました。</p> <p>②修繕費 ・令和5～11年度は更新・修繕計画に沿って計画的な修繕を実施する計画としており、当該予定額を計上しました。 ・令和12年度以降は、令和11年度と同程度の修繕を継続すると仮定し、令和11年度と同額を計上しました。</p> <p>③その他 ・処理水量による影響を受けないと仮定し、令和5年度予算額と同額を令和6年度以降に計上しました。</p> <p>3)減価償却額</p> <p>①既取得資産 ・固定資産データより、減価償却費の推移を算定して計上しました。</p> <p>②新規取得資産(新設及び更新) ・建設・改良事業費に対し耐用年数を設定して算定しました。</p> <p>(2)営業外費用</p> <p>1)支払利息 既借入金の償還予定額に、令和5年度以降の事業費を基に算定した建設事業債の支払利息推計額を加算して計上しました。</p>
--

投資・財政計画 (収支計画)

玄海町下水道事業 特定環境保全公共下水道事業

←法非適用:税込 法適用:税抜→

(単位:千円, %)

区 分		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		(決算)		(決算)	(決算)										
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	66,542	65,889	59,574	59,307	58,714	58,253	57,776	57,282	56,755	56,179	55,108	54,022		
	(1) 料金収入	66,500	65,847	59,529	59,262	58,669	58,208	57,731	57,237	56,710	56,134	55,063	53,977		
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(3) その他の	42	42	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45		
	2. 営業外収益	238,411	166,002	329,902	328,448	377,865	335,608	346,923	328,067	335,987	338,894	337,056	325,943		
	(1) 補助金	234,817	164,900	183,258	182,417	225,166	183,957	197,954	181,484	192,736	198,224	198,968	190,438		
	他会計補助金	234,817	164,900	181,839	178,737	181,734	181,933	181,753	181,484	182,256	187,744	188,488	179,958		
	その他補助金	0	0	1,419	3,680	43,432	2,024	16,201	0	10,480	10,480	10,480	10,480		
	(2) 長期前受金戻入	-	-	146,630	146,017	152,685	151,637	148,955	146,569	143,237	140,655	138,073	135,491		
	(3) その他の	3,594	1,102	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14		
収入計 (C)	304,953	231,891	389,476	387,755	436,579	393,861	404,699	385,349	392,742	395,073	392,164	379,965			
的 収 支 出	1. 営業費用	194,363	123,766	312,884	305,356	326,780	272,687	283,948	259,927	269,983	265,949	261,500	257,040		
	(1) 職員給与	10,202	10,202	11,909	11,909	11,909	11,909	11,909	11,909	11,909	11,909	11,909	11,909		
	基本給	5,454	5,454	6,052	6,052	6,052	6,052	6,052	6,052	6,052	6,052	6,052	6,052		
	退職給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他の	4,748	4,748	5,857	5,857	5,857	5,857	5,857	5,857	5,857	5,857	5,857	5,857		
	(2) 経費	184,161	113,564	107,285	105,748	121,474	69,399	84,312	63,647	78,005	77,523	76,626	75,718		
	動力費	11,889	12,529	11,323	9,960	9,860	9,783	9,703	9,620	9,531	9,434	9,254	9,072		
	修繕費	73,945	5,728	6,710	7,252	56,630	4,940	20,252	0	14,800	14,800	14,800	14,800		
	材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他の	98,327	95,307	89,252	88,536	54,984	54,676	54,357	54,027	53,674	53,289	52,572	51,846		
(3) 減価償却費	0	0	193,690	187,699	193,397	191,379	187,727	184,371	180,069	176,517	172,965	169,413			
2. 営業外費用	29,634	27,864	34,061	34,099	36,299	35,374	33,751	32,199	30,213	28,430	26,503	24,548			
(1) 支払利息	26,556	24,864	23,136	23,174	25,374	24,449	22,826	21,274	19,288	17,505	15,578	13,623			
(2) その他の	3,078	3,000	10,925	10,925	10,925	10,925	10,925	10,925	10,925	10,925	10,925	10,925			
支出計 (D)	223,997	151,630	346,945	339,455	363,079	308,061	317,699	292,126	300,196	294,380	288,004	281,589			
経常損益 (C)-(D) (E)	80,956	80,261	42,531	48,300	73,500	85,800	87,000	93,223	92,546	100,693	104,160	98,377			
特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特別損失 (G)	0	0	3,301	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	△ 3,301	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	80,956	80,261	39,230	48,300	73,500	85,800	87,000	93,223	92,546	100,693	104,160	98,377			
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	80,956	80,261	39,230	48,300	73,500	85,800	87,000	93,223	92,546	100,693	104,160	98,377			
流動資産	404,113	404,113	404,113	405,143	454,473	577,303	785,933	1,081,563	1,470,416	1,951,815	2,533,907	3,220,159			
うち未収金	219,670	219,700	219,700	219,700	219,700	219,700	219,700	219,700	219,700	219,700	219,700	219,700			
流動負債 (K)	739,312	317,660	319,423	321,224	323,278	325,686	327,984	331,656	339,944	343,588	337,958	316,574			
うち建設改良費分	499,508	85,260	87,023	88,824	90,878	93,286	95,584	99,256	107,544	111,188	105,558	84,174			
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
うち未払金	232,362	232,400	232,400	232,400	232,400	232,400	232,400	232,400	232,400	232,400	232,400	232,400			
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	66,542	65,889	59,574	59,307	58,714	58,253	57,776	57,282	56,755	56,179	55,108	54,022			
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 (P)	66,542	65,889	59,574	59,307	58,714	58,253	57,776	57,282	56,755	56,179	55,108	54,022			
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

投資・財政計画 (収支計画)

玄海町下水道事業 特定環境保全公共下水道事業

(単位:千円)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		令和3年度 (決算)	令和4年度 〔決算〕 〔見込〕										
資本的 収入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	16,940	15,076	54,379	124,064	72,572	58,814	64,587	60,142	72,214	81,614	86,405	81,897
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	160,000	36,544	10,400	15,144	0	11,920	11,920	11,920	11,920
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	884	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	17,824	15,076	54,379	284,064	109,116	69,214	79,731	60,142	84,134	93,534	98,325	93,817
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	17,824	15,076	54,379	284,064	109,116	69,214	79,731	60,142	84,134	93,534	98,325	93,817
	資本的 支出	1. 建設改良費	16,940	11,805	54,379	200,000	45,680	13,000	18,930	0	15,000	15,000	15,000
うち職員給与費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 企業債償還金		81,839	83,532	85,260	87,023	88,824	90,878	93,286	95,584	99,256	107,544	111,188	105,558
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他会計への支出金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	98,779	95,337	139,639	287,023	134,504	103,878	112,216	95,584	114,256	122,544	126,188	120,558	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E) (D)-(C)	80,955	80,261	85,260	2,959	25,388	34,664	32,486	35,441	30,122	29,011	27,864	26,741	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	0	0	47,060	2,959	25,388	34,664	32,486	35,441	30,122	29,011	27,864	26,741
	2. 利益剰余金処分額	0	0	38,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	0	0	85,260	2,959	25,388	34,664	32,486	35,441	30,122	29,011	27,864	26,741	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	1,231,257	1,147,725	1,062,465	975,442	886,618	795,740	702,454	606,870	507,614	400,070	288,881	183,323	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		令和3年度 (決算)	令和4年度 〔決算〕 〔見込〕										
収益的 収支分		234,817	150,424	181,839	178,737	181,734	181,933	181,753	181,484	182,256	187,744	188,488	179,958
	うち基準内繰入金	120,766	107,511	68,996	63,656	64,886	62,991	60,398	57,876	54,920	52,167	49,270	46,345
	うち基準外繰入金	114,051	42,913	112,843	115,081	116,848	118,942	121,355	123,608	127,336	135,577	139,218	133,613
資本的 収支分		16,940	3,658	54,379	124,064	72,572	58,814	64,587	60,142	72,214	81,614	86,405	81,897
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	16,940	3,658	54,379	124,064	72,572	58,814	64,587	60,142	72,214	81,614	86,405	81,897
合 計	251,757	154,082	236,218	302,801	254,306	240,747	246,340	241,626	254,470	269,358	274,893	261,855	

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	佐賀県生活排水処理広域連携推進協議会に参画し、広域化・共同化の取組の検討を行いました。短期での計画は該当する事項はありませんが、今後の中長期にて、以下の取組について可能性検討を行う予定としています。 ○維持管理業務の共同発注:(中期(~10年間)に可能性検討) ○農業集落排水(小加倉・有浦下処理区)の公共下水道(南部処理区)への統廃合(長期(~20年間)に可能性検討)
投資の平準化に関する事項	策定済みの更新・修繕計画に基づき、計画的な修繕・更新事業を進めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	当面はPPP/PFIを検討すべき投資事業はなく、検討を予定していません。将来的に大規模更新事業、処理区統廃合等の事業が生じた場合は、他団体の事例等を参考に、可能性を検討します。
その他の取組	施設、設備更新の際に、ダウンサイジングについて検討します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和3年度に玄海町下水道事業運営委員会にて、適正な下水道使用料のあり方についての議論を行い下水道使用料改定の検討を行いました。令和5年度からの企業会計移行にあわせて、令和6年度より使用料単価を見直す方針としており、併せて、下水道利用者の公平性を確保する観点で、使用料の賦課方式を人頭制から2部使用料制(基本使用料+従量使用料)に見直すことを予定しています。また、利用者の急激な負担増が生じないよう経過措置を講じることも検討しています。 今後は、定期的(5年に1回以上)に使用料の妥当性を検証し、必要に応じて使用料改定を実施します。
資産活用による収入増加の取組について	収益に供することが可能な資産を保有しておらず、資産活用の予定はありません。
その他の取組	令和5年度に地方い企業会計移行を行うことから、財務諸表等により財政状況を明確化し、経営状況を検証することで、経営改善に取り組みます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	他自治体の取り組み等を参考にし、検討していきます。
職員給与費に関する事項	町の給与制度に準じていますが、必要最少人数で運営していきます。
動力費に関する事項	より効率的な施設の運転を意識しながら経費削減に努めていきます。
薬品費に関する事項	民間委託に含んでおり、該当ありません。
修繕費に関する事項	修繕計画に基づく修繕工事を実施すべく財源の確保に努めていきます。
委託費に関する事項	現在の民間委託はもとより、包括的民間委託も含めて検討していきます。
その他の取組	設備更新の際に、設備のダウンサイジング、省エネ型設備の導入等、コスト縮減につながる取組を検討します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うこと によりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行います。									
	経営戦略期間									
	前期					後期				
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	経営戦略に沿った経営					経営戦略に沿った経営				
	進捗状況確認・把握					進捗状況確認・把握				
				検証、フ ローアッ プ、見直し					検証、フ ローアッ プ、更新	

玄海町下水道事業経営戦略（特定環境保全公共下水道事業） 経費回収率向上に向けたロードマップ

1. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

本経営戦略の対象期間（令和5～14年度）においては、汚泥処理施設新設による委託費縮減、更新・修繕計画に基づく計画的な更新・修繕による投資の平準化により、汚水処理原価の低減を図ります。

下水道使用料については、令和6年度に改定を予定しており、その後も5年に1度、使用料の妥当性について検証を行い、必要に応じて使用料の改定を行います。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略策定・更新		○										○		
経営戦略見直し							○							
経営戦略期間	H30～R8 (法非適用版)			R5～R14 (法適用版)										
企業会計移行			○											
汚泥処理施設新設による委託費縮減	→													
更新・修繕計画に基づく計画的な更新・修繕	→													
使用料の検討	→						→					→		
使用料改定				○					○					○

図1 経費回収率の向上に向けたロードマップ

2. 経費回収率の見通し

本経営戦略の投資財政計画における、経費回収率の見通しを図2に示します。汚泥処理施設の新設による委託費縮減により、令和7年度以降、一定の経費回収率向上が望めます。令和7年度、令和9年度に経費回収率が落ち込むのは、令和7年度に約6千万円、令和9年度に約2千万円の計画的な修繕を予定していることが要因です。

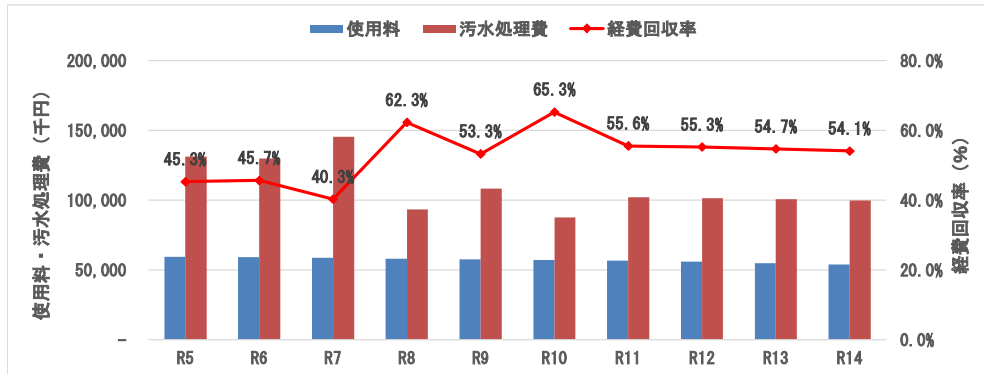


図2 経費回収率の見通し

ロードマップに準じて、令和6年度、令和11年度に使用料を改定したケースの経費回収率の見通しを図3に示します。改定率は5%/1回と仮定します。令和14年度時点で約6%の経費回収率向上が見込まれます。

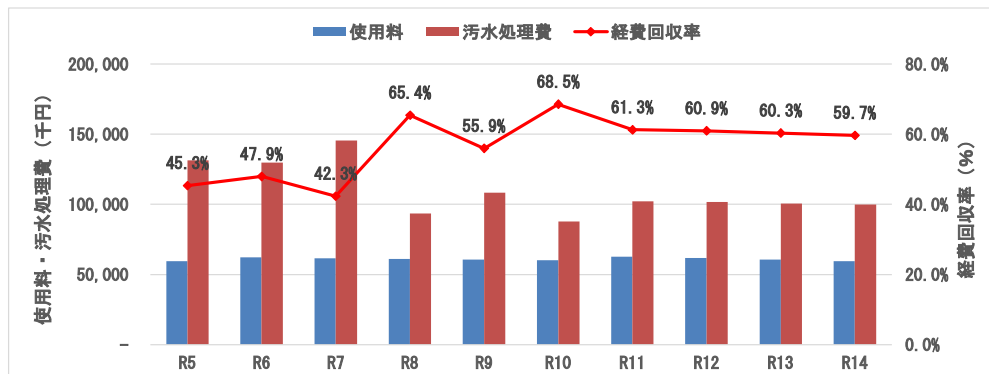


図3 経費回収率の見通し（使用料改定有）